

自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らについて、平成25年3月までに生じた避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成24年7月分までは、前回の和解で賠償済み）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

平成24年分及び平成25年分

① 避難費用（宿泊費）	480,000円
② 避難費用（引越費）	252,000円
③ 避難費用（帰宅交通費）	16,810円
④ 避難費用（面会交通費・一時帰宅費）	104,000円
⑤ 生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）	240,000円
⑥ 避難雑費	160,000円
⑦ ガイガーカウンター購入費	35,600円

平成24年12月5日付東電プレスリリース所定の追加賠償

⑧ 精神的損害等	80,000円
----------	---------

期 間

①から⑥まで：平成24年8月1日から平成25年3月末日まで

⑦：平成24年2月2日まで

⑧：平成24年1月1日から平成24年8月末日まで

2 和解金額

被申立人は、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金1,368,410円の支払義務があることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項①、②、③、⑤、⑦の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月17日

（仲介委員 櫻井滋規）